魚津市告示第184号

魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年10月５日

魚津市長　　村椿　晃

魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成２年魚津市規則第６号）第21条の規定に基づき、魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第２条　市長は、経済的な理由により魚津市認定地域クラブ活動（魚津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和８年魚津市教育委員会告示第２号）第４条第３項に規定する活動をいう。以下同じ。）への参加が困難であると認められる生徒の保護者に対し、当該活動への参加に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、市内の中学校に在籍する生徒の保護者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（１）　魚津市就学援助に関する要綱（令和５年魚津市告示第125号）第７条の規定による就学援助の認定を受けていること。

（２）　当該生徒が魚津市認定地域クラブ活動に参加していること。

（交付対象経費等）

第４条　補助金の対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（交付申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（１）　就学援助の認定を受けていることを証する書類

（２）　領収証等支払いを証するもの

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得て、魚津市教育委員会が保有する公簿等により確認することができる書類については、その添付を省略することができる。

（交付決定等）

第６条　市長は、前条第１項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第２号）により、申請者に交付の決定及び額の確定を通知し、補助金を交付するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第７条　申請者は、第５条第１項の申請については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

２　市長は、前項の規定により行われた申請に係る通知については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和11年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第４条関係）

対象経費	補助金額	補助限度額
認定地域クラブ活動参加費	対象経費に２分の１を乗じて得た額	年間15,000円
保険料	対象経費の全額	年間800円

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

魚津市長　　宛

申請者（保護者）
住所
氏名
電話番号

魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付申請書兼請求書

魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金を受けたいので、魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請（請求）します。

生徒氏名	（フリガナ）
学校名等	中学校　　年　　組
認定地域クラブ名	
活動参加期間	年　　月～　　月分
交付申請(請求)額	円

振込先（申請者（保護者）の口座）

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義	（フリガナ）		

添付書類

（１）　就学援助の認定を受けていることを証する書類
（２）　領収証等支払いを証するもの
（３）　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）
魚津市指令　第　　号

申請者（保護者）
住所
氏名

魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金について、次のとおり決定したので、魚津市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

年　　月　　日

魚津市長

１　交付します。
交付決定額　　円
確　定　額　　円

２　交付しません。

交付しない理由